

中央新幹線（東京都・名古屋市間）

計画段階環境配慮書

平成 23 年 8 月

東海旅客鉄道株式会社

## まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」という。）に基づき、平成 23 年 5 月 20 日、国土交通大臣が、当社を営業主体および建設主体に指名するとともに、同月 26 日、整備計画を決定し、翌 27 日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、第一局面として東京都・名古屋市間について整備する。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

今般、環境影響評価を実施するにあたり、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日公布）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）をとりまとめて公表し、広く意見を募集することとした。

本配慮書について頂戴したご意見は、今後の環境影響評価の手続の中で、配意することとする。



山梨リニア実験線

# 目 次

第1章	事業者の氏名および住所	1 - 1
第2章	対象計画の目的および内容	2 - 1
2-1	中央新幹線の経緯	2 - 1
2-2	対象計画の目的	2 - 2
2-3	対象計画の内容	2 - 4
2-4	超電導リニアの技術	2 - 5
第3章	対象計画区域の概況	3 - 1
3-1	市区町村の状況	3 - 1
3-2	土地利用の状況	3 - 1
3-3	人口の状況	3 - 2
3-4	大気環境の状況	3 - 3
3-5	水環境の状況	3 - 4
3-6	土壌環境・その他の状況	3 - 7
3-7	動物・植物・生態系の状況	3 - 9
3-8	人と自然との触れ合いの状況	3 -17
3-9	環境への負荷の状況	3 -21
第4章	事業実施想定区域および概略の駅位置の選定	4 - 1
4-1	事業実施想定区域の選定の考え方	4 - 1
4-2	事業実施想定区域の選定	4 - 1
4-3	中間駅の概略位置の選定	4 -20
第5章	調査・予測・評価の項目および手法	5 - 1
5-1	区間の設定	5 - 1
5-2	環境影響要因の把握	5 - 2
5-3	評価項目の選定および選定理由	5 - 2
5-4	調査・予測・評価の手法	5 - 5
第6章	調査・予測・評価の結果	6 - 1
6-1	大気環境	6 - 1
6-2	水環境	6 -19
6-3	土壌環境・その他	6 -26
6-4	動物・植物・生態系	6 -40
6-5	人と自然との触れ合い	6 -67
6-6	環境への負荷	6 -71
第7章	計画段階配慮事項（まとめ）	7 - 1
第8章	本配慮書に関する意見募集	8 - 1